

## 第4回岩手県東日本大震災津波復興委員会

(開催日時) 平成23年5月25日(水) 14:00~16:30

(開催場所) エスポワールいわて大ホール

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 専門委員会からの報告(総合企画専門委員会、津波防災技術専門委員会)
  - (2) 復興の基本目標等について
  - (3) 復興に向けた原則と具体的取組等について
  - (4) 意見交換
  - (5) その他
- 3 その他
  - ・次回会議の開催(6月7日(火) 14:00~16:30、エスポワールいわて)
- 4 閉 会

### 委員

朝倉栄(長澤壽一委員代理出席) 石川育成 伊東碩子 植田眞弘 遠藤洋一  
及川公子 小川惇 桑島博 佐藤泰造 杉本功陽(大井誠治委員代理出席)  
高橋真裕 田中卓 戸羽太(野田武則委員代理出席) 長岡秀征 中崎和久  
平山健一 福田泰司 藤井克己 元持勝利

### オブザーバー

佐々木順一 千葉伝 齊藤廣見 村上明宏

### 1 開会

○森復興局企画課担当課長 恐れ入ります。定刻でございますので、ただいまから第4回岩手県東日本大震災津波復興委員会を開催させていただきたいと思っております。

まず最初に、出席状況の御報告を申し上げます。委員総数19名のうち、御本人の出席が16名、代理の方々の出席が3名いただいております。要綱に定める定足数を満たして会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それから、大変申しわけございません。出席者名簿の御訂正のほうをお願いいたします。事務局の不手際でございます。長澤委員様の代理として、本日は朝倉常務様が御出席いただいております。

それから、大変恐れ入ります。一番下、元持委員でございますが、欠席となっておりますが、出席の誤りでございます。大変失礼いたしました。修正のほう、よろしく願いいたします。

それから、本日秋篠宮殿下、同妃殿下が御来県中につきまして、知事欠席させていただいております。御了承のほどお願いいたします。

## 2 議事

○森復興局企画課担当課長 早速議事のほうでございまして、議事の進行につきましては委員長にお願いすることとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○藤井克己委員長 それでは、会議次第によりまして議事を進めてまいりたいと思います。

その前に、前回の委員会におきまして植田委員から雇用情勢の現状について事務局に対して情報提供の依頼がございました。このことについて、事務局から説明をお願いします。

○齋藤商工労働観光部長 商工労働環境部の齋藤と申します。前回雇用情勢の現状ということでリクエストがございました。参考資料1というペーパー、1枚物のペーパーがございましたので、それを御覧いただければと思います。後ろのほうに、後ろから2番目ぐらいのところについていると思いますが、A4の縦長の1枚物でございまして、これで説明いたします。

実は、大体毎月月末に前月のものが出るということでございまして、現在直近のものが3月末時点のものしかございませぬ。もう少しいたしますと、4月末のものが発表されると思いますが、現時点では3末日のものしかないということで御了承願ひいたします。

まず、一番上の有効求人倍率の推移でございまして、直近の数字、これ一番右側の数字になります。全国が有効求人倍率0.63、岩手は0.47でございまして。御覧いただいたとおり、これはリーマンショックのときから非常に落ち込んで低迷しておったわけでございまして、発災前までは雇用対策基金あるいは産業振興政策でそれが功を奏しまして、緩やかな改善傾向にあったわけでございまして。一番直近では2月が高く、全国の0.62に対して岩手は0.5というところまで回復したわけでございまして、3月11日の発災直後、やはり影響が出まして0.47に、全国が0.63と上がったわけでございまして、岩手は0.47と下がってございまして。

それから、求人・求職者等の状況でございまして、これも直近の数字で有効求職者数が3万6,021人に対して、有効求人数が1万6,882人ということでございまして。

それから、下のほうにまいりまして、これは安定所別、各ハローワーク別の有効求人倍率、過去3カ月の動き、1月、2月、3月の動きを載せてございまして。これでもって沿岸の傾向値を見ていただきたいと思います。例えば釜石、宮古といった辺りは3月期には0.38まで下がっているということでございまして、大船渡、久慈につきましても0.41、0.36という、非常に数字的には低迷した状況にあったということでございまして。

裏のほうにまいりまして、これは今のグラフを安定所別、ハローワーク別に数値に直した倍率でございまして、2の(1)、発災以来の数字をまとめてございまして。3月12日から4月24日、岩手労働局の発表の数字でございまして、離職票の交付件数、沿岸4か所の公共職業安定所において離職票を交付した件数は9,474件、同じく失業手当の給付を決定した件数は6,910件でございまして。ここまでは、いわゆる公的な数字で発表されたものでございまして。

それから、3番にまいりまして、就業者数の推計でございまして、住民基本台帳からの推計、試算でございまして、この網かけのところですが、沿岸市町村の就業者の推計値は14万9,000人、15万人弱ということでございまして。

それから、これは厚労本省のほうで、一番最後の米印の2でございまして、これはまだ

公式というか、我々のほうでも内訳は詳しく聞いてございませんが、3月12日から5月13日までの離職票の交付件数は、岩手県で2万2,853件、雇用保険受給資格決定件数は1万4,250件という数字になってございまして、この数字は前年度の同じ時期と比較いたしますと約2.0倍、それから失業手当の給付決定件数は前年比で約2.6倍ということで、高い数字を示しつつあるということでございます。

以上でございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。事務局から雇用情勢の現状について説明がありました。参考資料1で裏表でございまして、何か御質問等ありましたらお受けしたいと思います。

植田委員、お願いします。

○植田眞弘委員 早速に調べていただいてありがとうございます。今の数字からもわかりますように、私も宮古、田老地区も含めて調査をしてみました。今回の震災の雇用環境に対する打撃、その大きさといいますか、甚大なものであります。この工業統計というのは、5人以下の事業所というのは対象外になります。例えば水産加工を調べてみると、必ずしも通年雇用ではないわけですね。サンマの時期に雇用されるとか、あるいは5人以下の事業所はカウントされないとか。ですから、実際聞き取り調査をしてみると、被害の実態というのですか、仕事を失っている方の実態というのははるかに多いと想定せざるを得ない。前回は申し上げましたけれども、この雇用の崩壊といいますか、これが何らかの形の国家プロジェクトを採用する復興特区のようなもの、こういう形でやっていかなければ駄目なのではないかなというふうに私は痛感しておりまして、このことについては後ほど詳しく提言させていただきます。

以上でございます。ありがとうございます。

○藤井克己委員長 今御紹介のあった数字以上のものがあるのではないかと、そういう御意見です。また後ほど御意見いただければと思います。ほかはよろしいでしょうか。

#### (1) 専門委員会からの報告（総合企画専門委員会、津波防災技術専門委員会）

○藤井克己委員長 それでは、これから議事の(1)の専門委員会からの報告に入りたいと思います。二つの専門委員会を設けておりますが、まず総合企画専門委員会においては5月16日月曜日に第2回、それから先月22日日曜日なのですが、第3回の専門委員会が開催されております。津波防災技術専門委員会においては、5月23日月曜日、一昨日ですが、第3回の専門委員会それぞれ開催されております。

まず、総合企画専門委員会から説明をお願いしますが、こちらで審議されました内容は、後ほど議論いたします復興ビジョンに関する、この構成する事項でありますので、本日の当委員会における審議内容とまたダブってまいります。ここでは、専門委員会における主な意見を報告していただきますが、内容についての実質審議は後段の議事の(2)と(3)で行いたいと考えております。あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、まず総合企画専門委員会からの報告をお願いいたします。大平さん、お願いします。

○大平復興局企画課総括課長 それでは、総合企画専門委員会の概要について御報告いたします。資料1でございまして。

まず、第2回の総合企画専門委員会につきましては、5月16日でございます。これは、5月13日に開催されました第3回復興委員会の資料を中心として審議したものであります。

主な意見の概要であります。各委員からの提言といたしまして、復興ビジョンの前文は、全体としてわかりやすくメッセージ性とストーリー性があることが必要である。あるいは、復興の柱建ては七つでは全体像が伝わりにくいので、大きな柱として二つに整理してはどうか。あるいは、津波からの工場等の資産をどう守るか。あるいは、湾口防波堤等の整備に当たっては、湾内環境等の影響評価が必要である。さらに、市町村の復興計画あるいは国と県との間の情報交換、協議の場が必要である。土地利用計画のパターン化が必要である。被災者カルテをつくったらどうかというような御提言でございます。

次に、2ページでございます。2ページであります。意見交換であります。復興についてはスピードと具体性が必要という中で、各部局と復興局、政策地域部の情報共有が必要でないかと。さらには、復興局が県の取りまとめ役となるべきであるというようなことの御提言をいただいております。さらに、国交省が実施する市街地直轄調査というものと県の土地利用計画との整合性のお話いただいております。

復興計画の内容については、最終形といたしまして市町村、被災者が一番関心を持っている問題について応えるべきである。あと、中長期の記載はメッセージ性が弱まるのではないかと。国への要望についても整理しておくべきということで、今日の参考資料でも参考資料2として整理してございます。さらに、漁港の拠点化の問題、さらに次の丸ですが、職業訓練とまちづくりの学習が必要であると。真ん中の丸であります。ビジョンは被災者が事業の再建を決意するか断念するかを決める上で重要である。今やることを盛り込むことが必要である。さらには、風景の問題、三陸のきれいな海等の問題、シンボル的に入れるお話。あとは、復興ではまちの姿をイメージできることが大事であるということ。さらに、下から二つ目の丸ですが、まちづくりについて幾つかの選択肢を用意し、絵を描いておいたらどうかと。さらに、一番最後の丸ですが、この一番下の行です。被災者・県民・国民も見ることであるし、世界へのメッセージになることを考慮すべきというようなことをいただいております。

復興の理念につきましては、3ページであります。もとの暮らしを最低限取り戻す、被災者・被災地に徹底的に寄り添うといった内容が必要である。さらに、一つ丸飛ばしまして、ふるさとがふるさととしてあり続けたいということを経験的な考え方とすべきではないか。あるいは、100年、200年かけても戻すということがビジョンの中では大事であるというようなこと。下から二つ目の丸ですが、なりわいの復興ということで、全体のイメージとして考えていくということについては全委員が同じ考えであったということでございます。

次に、4ページであります。第3回の総合企画専門委員会の概要であります。こちらは22日日曜日開催したわけですが、議題を御覧いただきますと、ポツの二つ目からは今日の議題と同じでございます。資料は若干変えてございますが、本日の議題でありますので、詳細の内容については主な意見等の概要の(2)の復興計画のフレームのところにつきましては、その資料の説明の際に委員会で出された御意見についても触れたいと思います。

したがいまして、ページを飛ばしていただきまして、6ページから御説明いたします。全体的な意見として、まちづくりと経済産業においては、交通のネットワークが両方書いてあるということで、総合的な検討の場を持って進めてほしいと。あとは、丸の二つ目ですが、絵があると具体的なイメージが共有できるということで、絵を示してほしい、パーツということで示してほしいと。安全のまちづくり、次の丸ですが、目標となる地域のなりわいと暮らしを組み合わせた統一したイメージが欲しいというようなものをいただいております。

さらには、具体的な取組について、三陸の地域特性から津波災害以外で対策しなければいけない急傾斜地の問題があるということで、高台移転とかの問題が急傾斜地の場合は考慮してほしいというようなことがあります。あと、多重防災型まちづくりという言葉が出ていますが、その意味としては高台移転、低地における避難ビルなど総合的な対策を組み合わせることとして解釈していいかというようなことをいただいております。

さらに、7ページであります。漁業の問題で幾つか御質問をいただいておりますが、丸の二つ目で、漁業関係者には国、県として早期に支援するが、集まった形でやらないと当面できないということで工夫してほしい旨示す必要があるのではないかと、現状はどのようになっているかというような御質問をいただいております。あと、関連いたしまして、漁港の拠点化についても御質問いただいて、県の事務局のほうからは、漁業が立ち上がったところについて、漁港をまず整備していきたいというような考え方をお示ししております。魚市場についても拠点的などころ、中核的な魚市場を整備していくという考え方が示されていますが、そのほか補完する形ではどのように決まっていくのかということで、事務局から、中核的な市場だけではなく補完する市場の整備も必要であるというような考えを回答してございます。

さらに、(5)であります。これも後で資料が出てまいりますので、その際に御説明いたします。

各委員からの御言といたしまして、齋藤委員長のほうから、復興に必要なことは迅速性と実現性であるということで、ベストではなくてベターでできることを実行することであるというようなことをいただいております。

以上、簡単でございますが、総合企画専門委員会からの御報告といたします。

**○藤井克己委員長** ありがとうございます。総合企画専門委員会、2回分の報告でございました。ただいまの報告に関して、何か御不明な点、御質問等ありましたらお受けしたいと思っております。具体的な議論につきましては、先ほど申しましたように、後ほどの議事の(2)あるいは(3)で行います。今の説明の内容に関する御確認、御質問に限ってお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、また改めて御意見もいただくことになるかと思っております。

続きまして、津波防災技術専門委員会からの報告をお願いしますが、こちらで審議された内容につきましてもまた復興ビジョンの中のまちづくりのグランドデザイン、ここに盛り込まれていく内容でございます。当委員会においても議論しなければならない内容が含まれておりますので、まず専門委員会における津波対策とかまちづくりの考え方についての検討状況を報告していただきますが、内容についての議論につきましては、議事の(2)において行っていきたいと考えております。

それでは、報告をお願いいたします。

○若林県土整備部長 それでは、資料2に基づきまして説明をいたします。

去る23日、一昨日でございますが、津波防災技術専門委員会を開催いたしました。資料2-1でございます。議題といたしましては、主題が③、④でございました。津波対策の方向性等の考え方、それから復興まちづくりのイメージについてということでございます。

主な意見ということが次に記載しております。今回の経験を後世に語り継ぐために、防災文化という表現を使用してはどうかと。それから、被災構造物などを災害遺構として残すことが重要だと。それから、施設を整備してもそれを超える津波があり得るので、シミュレーションを実施し、浸水範囲等を周知することが重要です。それから、施設整備に当たっては、その後の維持管理のあり方についてしっかり検討することが必要です。それから、県の役割といたしまして、広域的な連携のデザイン、ランドデザインを描くことも重要ではないかと。それから、まちづくりイメージにつきましては、個別の地域ごとに具体的なイメージを描くことが必要ですと。それから、高台移転等を検討する場合は地域文化、伝統を守り、持続させていくことへの配慮が必要だ。産業・医療・観光等の振興を図るため、交通ネットワークのあり方を示すことが重要です。復興まちづくりのわかりやすいロードマップの作成が必要だということで、いろんな意見がここに出ています。

それでは、どういうことになったかということでございますが、資料2-2でございます。これが本県の津波対策の方向性等の考え方（案）としてお示しするものであります。基本的な考え方、基本方針であります。再び人命が失われることがない多重防災型まちづくりと防災文化を醸成し継承することを目指します。

津波対策手法であります。対策手法として、地域の実情に応じまして海岸保全施設、まちづくり、ソフト対策を組み合わせ実施します。

対策の方向性でございますが、海岸保全施設、海岸保全施設の整備目標は、過去に発生した最大の津波高さを目標とすることが望ましい。ただし、地形条件や社会・環境に与える影響、費用等の観点から、海岸保全施設のみによる対策が必ずしも現実的でない場合がある。この場合、過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、おおむね百数十年程度で起こり得る津波を対象とする。過去に発生した津波等とありまして、明治29年、昭和8年、昭和35年、平成23年というものが主体になっております。

ここで若干説明を加えたいと思います。その後ろに参考資料があります。過去に襲来した津波が各地域でどうなっているかということ参考を示したものであります。一番最初には、洋野町平内海岸における試算ということで、これはあくまでも現在数値でいろいろやっている段階でございますが、現況堤防高、茶色の点々がございまして、これが現在の堤防高になっています。周辺で12メートルという記録がありましたので、この地域は12メートルで守っているところであります。東日本大震災、今回のやつが青、それから緑が明治三陸になります。この平面図から、大体この水位の変化になっているということを示しているものでございまして、12メートルは越えていないということで、被害もないということになります。ここで特徴的なのは、東日本大震災の津波と明治三陸の津波がほとんど同じ高さであるということになります。

次に、ページをめくっていただきまして、中央部にいきますと、山田町織笠漁港海岸でございます。ここは6.6メートルを目指して、これ計画高でございましたけれども、明治

三陸を目指して一部施工中でございました。しかし、現況の堤防高は4.8メートルのところが多かったと。よって、東日本大震災津波、今回の青がかなり上回ったことによって浸水をしたと。ここも東日本大震災の津波の高さが若干明治三陸を上回りますが、それほど差異がないというのが見てとれると思います。

3ページ目にいきますと、今度は南になります。陸前高田市陸前高田海岸における試算でございますが、ここは過去に襲来した津波が大体5、6メートルのところ、今回十数メートル、13メートル強の津波が襲ったという形で、東日本大震災津波がかなり特異的な高さを示しているということが見てとれると思います。よって、これから我々の検討課題は、地域ごとに検証いたしまして、対象津波を特定して、それぞれの地域等の意見を聞きながら進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、資料の差替えがございまして、すみません。資料2-3でございまして、それを1枚差し替えていただければと思います。変更点は、裏のページに津波防災まちづくりの基本型というのがございまして、エネルギー回避型のイメージ図のところ、ちょっと黒く塗っているところが、棒になって三角になっていると思いますが、これは別にそういうわけではございませんので、差し替えていただきたいと、ただその1点でございまして。

それでは、復興まちづくりのイメージでございまして、これに則ってちょっと説明をいたしたいと思っております。資料2-3をお願いいたします。復興まちづくりのランドデザインは、その地域の地理的・社会的条件や被災状況に応じた即地的なものでなければならないということで、被災類型と復興パターンを分けました。被災類型と復興パターンを、上のほうでは被災類型、大きいか小さいか、全域被災か臨海部被災か、それから土地利用類型としては都市型か集落型かということで、一応四つに分けたのですが、都市機能壊滅、これはもう都市再生型、それから都市機能一部喪失は都市再建型、集落は集落移動型と集落内でも再編可能だということで、このような形で分けましてパターンを一応三つ、パターンCの中には二つほど集落の例は出しておりますが、そういう形でまとめさせていただきました。

(2)でございまして、津波防災まちづくりの基本型でございまして、めくっていただきまして、ここに津波防災まちづくりの基本型として、津波からどういう形で守ったり対応したりするかということで、エネルギー回避型、エネルギー分散型、抑制型という形で、津波を回避すると、分散させて守る、それから抑制させて多重でいろいろ守りましょうというような形で一応分類したものでございまして。

ランドデザインの考え方でございまして、共通事項として生命・財産の保全、それからコンパクトな都市形成、それから次のページにいきまして、産業の再生と活性化、環境共生のまちづくり、4本を挙げております。

ここからイメージになるわけですが、復興パターンごとのパターンのA、B、C、先ほど示しました。ここにつきましては、抑制、分散、回避を組み合わせるとして都市再生型として根本から都市づくりを考える必要があるだろうと。被災エリアが広大であるため、多重防災による津波エネルギーの抑制型を基本とし、居住地や人が集まる商業業務・公共施設エリアは海から離れた高台や山際に、漁業関係施設等は必要に応じて臨海部に配置するとともに、避難可能な距離に避難ビルや避難タワーを配置するというものを掲げております。

パターンBでは、一部喪失しているということでございますので、今の浸水域から外れたところ、それから浸水区域内においても都市を再建していこうということを考えているところであります。

パターンCとしては、集落被害ということで、これには回避して高台に居住地を移しましょう、もしくは山際に移動するということが、あとは被災地の地盤嵩上げ、それから避難路の整備など、多重防災型の集落の形成を図りましょうと。居住地と結ぶアプローチ道の整備で漁港、つまり職住分離の不便さを解消する必要があるということであります。

それから、復興まちづくりのロードマップ、これは従前にもちょっとお示しはいたしました、横長の工程表を、これは住宅再建に関しての現行法令から追ったものでございます。これを基本形にして、長くなったり、それからちょっと一生懸命縮めるところは縮めるのですが、流れとしてはこういう流れになります。

それから、ちょっと戻っていただきますと、津波防災まちづくりのツールということで、いろんな手段があるということをお示ししたものであります。骨格的防災施設、それから防災、避難施設、建築物、土地利用の誘導、さまざまなものを、その地域に合ったものを取り入れながら津波に強いまちづくりを目指そうということを提案するものであります。

A3判の資料2-4にまいりますと、それをパターンごとにイメージ化したものであります。赤が浸水区域であります、その浸水区域外にやはり公共、学校だとか、病院だとか、それから介護施設含めて、避難弱者含めて、やはりそこから回避したほうがいいだろうと。それから、その周辺に居住地、それから住宅地、それから商業地、それから高台に住宅地を持ってくるとも考えられると。それから、一番海側のところに防潮堤を配置しながら、前後に防潮林、それから公園、それから農地、あとは水産加工の工業用地だとかいう形で配置することが望ましいのではないかと。

それから、右の上のほうには円がかいてあります。これは、一応10分で徒歩で避難することになりますと、約300メートルぐらいしか歩けません。よって、この300メートルを意識しながら、ちょっとこういう円を描いたという状況であります。

それから、下のほうは国道及び鉄道、公共インフラについても何らかの形で嵩上げ、盛り土だとか、そういうものができるのであれば、そういうこともあわせ持って考えていくと、住宅地及び商業地の安全度が上がってくると。

後ろには、総合的な津波対策のイメージのその断面を一応模式的に描いたものでございます。

それから次は、パターンB、これは一部喪失したというところで、大体考え方は同じ考え方になっております。

それから、次のページにいきますと、パターンCということで、漁港集落といいますか、そういうものについてこういう山際もしくは高台へという誘導が考えられるという形でお示しをしたものであります。

以上、説明を終わります。

**○藤井克己委員長** ありがとうございます。ただいま津波防災技術専門委員会からの報告、資料2-1から2-4までに沿って説明をお願いしました。先ほど申しましたように、復興ビジョンの中にまちづくりのランドデザイン、これは第2章として盛り込まれております。ここでも議論いたしますので、内容についての御確認等、御質問ありましたらお



願いたいと思います。いかがでしょうか。具体的なイメージ、パターンが3パターンで考えるというようなことで、これも新聞等で既に報道されておりますので、目に触れておられるかと思いますが、具体的に安全なということに関して非常に皆さんも御関心おありかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、また後ほどグランドデザインのところで意見交換をお願いしたいと思います。

## (2) 復興の基本目標等について

○藤井克己委員長 それでは、議事の1番、専門委員会からの報告を終わりにして、2番の復興の基本目標等についての議事に入りたいと思います。

ここでは、復興ビジョンの構成、それから計画のフレーム、そして基本目標の三つの事項について審議を行います。いずれも復興ビジョンの考え方の基本となる部分でございます。この三つすべて関連いたしますので、事務局から続けて説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○大平復興局企画課総括課長 それでは、資料3でございます。

資料3の1ページを御覧ください。復興ビジョンの構成についてでございます。総合企画専門委員会からの御意見では、「はじめに」というところ、今回序章と書いてございます。計画の趣旨、役割等ということで、資料4がついてございますが、こちらの部分が「はじめに」ということで御提示いたしました。専門委員会のほうでは全体がわかるもの、あるいはメッセージが伝わるものを書くべきだということで、「はじめに」という項目は新たに起こすこととしております。したがって、専門委員会のほうからいただいた御意見で、序章という形で、専門委員会に提示した資料では「はじめに」となっておりますが、今回は序章という形で整理し直してございます。

序章から第1章以下第6章までとなります。今回お示しいたしますのは、そのうち第1章、第2章、第6章を除いた部分になりますが、第2章につきましては、津波防災の専門委員会から今御説明がございましたように、復興まちづくりのグランドデザインの考え方ということで、津波防災技術専門委員会のほうから御提示した資料2-2から2-4までが基本となるものであります。したがって、繰り返しますが、第2章から第5章までの部分については、概ね今日の形ででき上がるというか、最終形のイメージが出てくるものであります。全く出ておりませんのは、第1章と第6章ということになるかと思えます。

あと、総合企画専門委員会からの御意見では、第2章にまちづくりのグランドデザインがあるというのは位置的に違和感があると。普通、基本目標があって、グランドデザインというのがあるべきではないかという御意見が寄せられました。一方、ほかの委員からは、今回はまちづくりのグランドデザインというのは基本的な考えを示すものであって、いわゆる制約要件となるものであるため、この位置でいいのではないかという御意見、両方の御意見をいただいております。

次に、2ページ、資料4でございます。計画のフレームについてということで御説明申し上げます。まず、計画の名称であります、「岩手県東日本大震災津波復興計画」(仮称)であります。このような計画を考えております。

策定の趣旨であります。第2段のところ、この計画は、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方にに基づき、沿岸地域を始めとした岩手県全体が東日本大震災津波を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、復興に向けての基本目標や原則、具体的取組の内容、さらに事業、工程表等を明らかにするものとしてございます。

さらに、次の段では「いわて県民計画」との関係について述べたものであります。

計画の役割については、六つ掲げてございます。まず、(1)であります。被災者に寄り添い、一人一人の安全を確保し、その暮らしとなりわいの再建を支援する計画であると。次に、被災市町村が策定する復興計画の支援等となるものである。次に、地域社会を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針となるものである。次に、県としての施策の方向や具体的な取組内容を示す行政計画である。次に、(5)で、国に対して必要な復興事業の推進や支援を要請する計画である。次に、国民や国際社会の積極的な支援と参画を通じた「開かれた復興」を促す計画であるということとしております。

3ページであります。計画の構成として、一番上のところに書いておりますが、「復興ビジョン」と「復興実施計画」により構成するということで、恐れ入りますが、4ページをお開きいただきまして、計画期間及び構成のイメージというのがございます。今まできちんと整理していなかったものですから、若干混乱があったかと思えます。今回作ろうというものは、復興計画であります。そのうちの基本的な目標やあらましについて定めるものが復興ビジョンでございます。その次に復興実施計画、何を具体的にやるかという事業ベースあるいは工程表を定めるものが実施計画でありまして、現段階では例えば1期、2期、あるいは3期というふうに期間ごと、例えば、3年ごとに定めるものが復興実施計画というものであります。したがって、復興ビジョン、まず長期ビジョンを作りまして、その後1期目の実施計画が作られると、それ全体が復興計画というものとなるものであります。

戻っていただきまして、計画の構成の部分で、短期的に行うもの、初期段階、応急段階のものがいわゆる緊急的に行うものを含んでおります。さらに、短期的な取組ということで、概ね3年程度のイメージで持っております。さらに、中期的な取組ということで、さらに次の3年とか5年というものがイメージとしてございます。さらに、それを超えるものとしたしまして、長期的な取組というもので構成されますが、きちきちと短期が終わって中期と、中期が終わって長期というものではなく、重なるものがあるというイメージでございます。

復興計画であります。総合企画専門委員会の委員からは、土地利用計画等はまだ見えていない段階で、時期的なものを確定することはできないのではないかと御意見をいただいております。

計画期間については、次案の中から設定することとしております。復興実施計画の第1期を緊急推進期間と位置付け、集中的な復興の取組を行うということをベースといたしまして、復興期間の第1案では、第1期3か年に加えて中期的なインフラ整備や産業の再生の見通しを勘案し、計6年とするという案をお示したところであります。第2案といたしましては、上記に加えて中期的な事業のフォローと長期的なプロジェクトの取組を盛り込みつつ、早期復興の観点から8年とする。第3案は、阪神・淡路震災復興計画、中越大

震災復興計画等の例も踏まえ、中期的な事業を含むさまざまな事業の終了を勘案して 10 年とする案のこの 3 案を御提示するものであります。

考え方の留意点といたしましては、計画期間内に復興が果たされるよう中期的な施策・事業を中心に着実な実施と必要な追加・見直しを行う必要があると。一方で、できるだけ早期の復興を果たすという県の考え方を明確に示す必要があると。さらに、長期的な取組についても着手し、あるいは見直しをつける必要があるということを考えてございます。

具体的には 4 ページであります。第 1 案は 23 年度から 28 年度までの 6 か年でありませす。これは、緊急推進期間プラス次の中期的な取組プラス若干の長期的な取組が入るものというイメージであります。

第 2 案は、23 年度から 30 年度までの 8 か年計画でありまして、上記に加えまして、3 期目といたしまして 29 年度から 30 年度までの 2 か年を、仮の名称であります。更なる発展への連結期間ということで加えたものであります。

第 3 案が 1 期 3 年、2 期 3 年プラス 4 年の 10 か年としたもので、平成 32 年度までの案としたものであります。

なお書きのところではありますが、被災市町村が策定する復興計画については、市町村の被災状況等により期間設定が異なることが想定されることから、市町村との連携を十分に行いたいということでもあります。

復興の主体について述べたものが 6 であります。先ほど関連部分述べておりますので、省略いたします。

7、対象地域であります。この計画は甚大な被害を受けた沿岸市町村を主な対象としてございますが、今回の震災あるいは津波によりまして内陸部でも直接的な被害、特に 4 月 7 日の余震、あるいは社会経済的な影響が広く及んでいること、また復興の達成に向けて沿岸と内陸部が一体となった取組が必要であることを踏まえて、内陸部を含む県内全域を対象としたいというものであります。

こちらにつきましては、総合企画専門委員会のほうでは、これについてこれでいいのではないかという御意見をいただいております。

次に、資料 5 であります。資料 5、5 ページであります。こちらは、復興の基本目標ということで、必要性については省略いたしますが、四角で囲んだ部分、第 3 回の総合企画専門委員会で示したたたき台であります。「人と自然が共生し人と人がつながり躍動する安全で豊かなふるさと岩手の再生」として御提示したものであります。委員会からの御意見については、後で御紹介いたします。

考え方といたしましては、先ほど津波防災技術専門委員会からもありましたが、再び人命が失われるような津波災害を今回で終わりにするという決意のもと、津波災害に強い安全・安心の地域社会づくりを通じた復興ということで、安全、自然との共生という意味でございませす。

次の丸ですが、犠牲者のふるさとへの思い、脈々と地域に継承されてきた歴史、文化を次代に継承する、ふるさとが一人一人にとって生き生きと暮らすことのできるふるさとであり続けることができるような地域社会ということで、ふるさとというキーワードでございませす。

次に、なりわいと暮らしを早急に再生し、誰もが再び人間らしい日々の生活を取り戻す

ことができるということで、人間本位の復興ということでなりわい、暮らし、人というキーワードでございます。

次に、三陸の海が持つ多様な資源や潜在的な可能性などの特性を生かした復興を実現するという、豊かさというキーワードでございます。

さらに、先ほどから何回か触れておりますが、全国、世界から寄せられている支援、参画の広がりをつなげとして、人と人、地域と地域といったつながりをさらに広げる、あるいは多様な参画による開かれた復興を実現するという、つながりをキーワードとしたものであります。

次に、6ページであります。これまで委員会からいただいたキーワードということで、上のほうの参考の上段に掲げたものであります。

第3回の総合企画専門委員会が出された主な御意見では、まず名前が長過ぎるのではないかと、基本目標のメッセージ性をもっと明確にすべきでないかと。安全と自然との共生が第一である。人と人がつながり、支え合うという視点を重視すべき。三陸という言葉を入れて、三陸とともに歩むという視点を重視すべきではないか。あるいは、海とのつながりとの視点を重視すべきではないかということで、委員からの御意見としては次の二つの目標ということで出されたものであります。

以上でございます。

**○藤井克己委員長** ありがとうございます。ただいま事務局から復興の基本目標について、まず復興ビジョンの構成、これが資料3ですね、表のページです。それから、計画のフレーム、そして復興の基本目標、これについて御説明がございました。

また、先ほどの津波防災技術専門委員会から御報告がありましたまちづくりのグランドデザインの考え方というのは、この復興ビジョンの第2章に入ってまいります。資料3の表のページ見ますと、まず全体の構成について、資料3ですね、後ほど御議論いただきますが、第2章のグランドデザインの考え方、これからまず御意見いただければと思います。資料2ですね、先ほどのとじたもの、具体的な三つのパターン云々なんていうような紹介がありましたが、この辺の津波防災技術専門委員会における意見を踏まえて御議論いただきたいと思っております。資料2-2からですね。かなり専門的なことに関する考え方が整理されておりましたが、まずこれから入りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

話がちょっと戻るようではございますけれども、後ほどビジョンの構成について御意見いただきますけれども、まずは個別の第2章、グランドデザインの考え方ということで、資料2-2に基本的な考え方、基本方針、それから津波の対策手法、三つの組み合わせですね、海岸保全施設、これはハード的なものかと思っております。そして、まちづくり、そして安全な避難、こういうことを考えたソフト対策といった三つの組み合わせで実施するという事になっておまして、特に気になる最初のハード的な海岸保全施設について、そして復興まちづくり、これについては基本的なパターンが提示されておりましたが、個々の被災状況が異なりますので、それに合った復興パターンの提示かと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、平山委員、お願いします。

**○平山健一委員** 私、この専門委員会に出ておまして、こういう方向で基本方針等々をまとめたわけでございますけれども、我々はいいと思うのですが、どういうふうに皆さん印象を受けるか、基本方針のところでも再び人命が失われることがないということを書いて

おりますけれども、人命とともに大切なのは、財産とか産業施設とか、そういうのもあるかと思えます。実は、人命だけでなく、人命はもうどういう災害が起きてでも守ろうという強い決意が見える標語になっておりますけれども、実は産業施設、それから財産につきましても明治の津波を超えないようなものについては守ろうというニュアンスが入っているのですが、そういうことがこの基本方針でそのままよろしいのでしょうかというようなことをちょっと伺いできればと思うのですが。

○藤井克己委員長 このメンバーの中で専門委員会に御参加は平山委員だけですので、その辺からの御意見を伺いたいということで、ちょっと私どももこの辺の専門的知識がないのですけれども、各所属の業界の立場からお考えをお聞かせいただければと思えますが、基本方針には再び人命が失われることがないと、まず前面に打ち出しているのですが、今平山委員からありましたように、財産とか産業基盤、そういったものも守るということはどう考えるかということになると思えますが。

○平山健一委員 地域によっていろいろ津波の大きさが違いますので、どういう堤防の高さを設定するかは地域ごとに相談をするわけですが、大体のところにおいて明治並みの津波であれば、財産も人命も両方守りましょうというような中身だと思います。それを超える超確率的なものが出れば、それはその他のまちづくりとか、いろいろなソフト対策で守ってこうということになっているのですから、そういう趣旨が十分この基本方針の言葉で伝わるかどうか伺いしてみたいと思えます。

○藤井克己委員長 担当の専門委員からの御懸念というのでしょうか、各委員に対する御意見伺いたいということなのですが。

今日野田委員の代わりに戸羽陸前高田市長御出席ですので、よろしく申し上げます。

○戸羽太委員（野田武則委員代理） 今日野田市長の代理という立場で出席をさせていただいておりますが、一方で陸前高田市の市長という立場もございますので、先ほどの部分につきまして一言お話をさせていただきたいと思えます。

本当にまさにこのとおりだと思います。再び人命が失われることがないというのが私は一番大事だというふうに思っています。ただ、当市では5月に復興対策局というのをつくって、復興プランの指針を作成したのですが、私たちのような地域は、ああいう被害を受けてしまうと、まず防災という言葉に非常に抵抗があるわけです。自然に対して、私たちが災害を100%防ぐということは無理だろうというふうに、陸前高田市役所の内部ではそういう議論になっています。ですから、私たちは基本的には「減災」という言葉しか使えないだろうというふうに今思っています。多重防災型まちづくりとか防災文化、文化についてはそのとおりだと思いますが、この示していただいた資料の中にもありますが、明治三陸並みというお話でございますが、私どもはその倍以上の津波が現実に来ているわけです。そして、ほとんどゼロメートルに近いところがすべてやられてしまっているわけです。そうしますと、この岩手県全体の中での考え方に私どもの地域は該当しないのかなと思えます。先ほど先生おっしゃったように、地域によって事情が違うからという、個別にはまた違うのかもしれませんが、では本当にこの明治三陸というのが一つの基準なのかというところが、私は専門家ではないからわかりませんが、少なくとも私たちがチリ地震津波というものを意識して防潮堤をつくっていただけてきました。また、避難訓練もすべてそういうものを一つの基準にやってきましたし、シミュレーションもやってきたわけで

すが、現実とすればそれがどこまで役に立ったのかなというのが私たちの今の気持ちですから、そういう意味ではこの防災という言葉が果たしてどうなのかなという、これはあくまでも私個人の意見でございます。

ありがとうございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。確かに減災という言葉がございまして、今回は、これは何ページでしょうか、ページ4枚ほどめくったところに、グランドデザインの考え方で共通事項、生命・財産の保全というのがグランドデザインの基本型と考え方のところにありますが、共通事項としてアンダーライン引いてありますように、概ね百数十年程度で起こり得る津波にはハード整備により生命と財産を確実に守りとうたわれているわけですね。過去に発生した最大津波にはハード整備、ソフト対策を組み合わせた多重防災型の多重というのはそういうことなのですが、確実な防災というのをここでうたっているのですが、戸羽市長の御懸念としては、これだけ明確に打ち出せるかという、そういうことかと思いますが、確かに洪水災害ですと、いろんな件数が多いものですから、100年確率とか、何かそういう考え方ありますけれども、なかなか津波というのは百数十年に1度起こり得るといえるのは、これが本当に言えるのかどうか。今回も想定外と言えるのかどうかと、またその議論もありますけれども、本当にアンダーライン引いたところを明確に打ち出せるのかどうかという、こういう御懸念が出されておりますが、本当に現場からの実際の実情に沿った御意見かと思えます。

被災の類型に合わせて復興のパターンを考えると、こういう考え方はよろしいですね。実情に合って、本当に都市再生を図るのか、一部のものに基づいて再建を図るのか、あるいは集落の移動、集落内への再編と、こういったパターン化、そしてまちづくりの基本型を三つ置くという考え方は理解できるかなとは思いますが、防災というものに対する基本型のことに対する現場からの声でございます。

ほかに何かおありでしょうか。遠藤委員、お願いします。

○遠藤洋一委員 資料2-2のところで、津波対策の手法として三つの点を挙げられてございます。先ほどの御説明、あるいは聞き逃したのかもしれませんが、2項目目の津波対策の方向性については、(2)までしか記載されておらないのですが、(3)については御説明いただきましたでしょうか。あるいは、何かお考えはありますでしょうか。

○藤井克己委員長 ソフト対策ということですね。

若林さん、お願いできますか。

○若林県土整備部長 ソフト対策につきましては、まず資料2-2の1ページ目のほうに、ここは概略だけ、項目だけ並べております。これをもうちょっと詳細にひもときたいなど、追加したいなと思えます。あくまでもやはり津波予警報、つまり情報の伝達、避難情報をどう出すか、それからどういう体制で避難所とか、そういうものを避難体制を敷くか、計画を作るかということがまず一つ大事かなというふうに思いますし、あと災害弱者をやはり避難をさせないような形で安全にしなければいけないなというふうに今回強く思いましたので、そういう部分についても浸水想定区域外にやっぱり配置していくべきであろうということは、ここでも考えていきたいと。それは、まちづくりとも連動いたしますけれども、そういうことを考えていきたいと思っております。

○遠藤洋一委員 ありがとうございます。

○藤井克己委員長 いいですか。三つ目のソフト対策については、ここに書かれているのは例示されていますが、これから具体的なものとして掘り下げていくということになるのかと思いますが、次回は、この本委員会までもう一回は専門委員会が開催されるわけですね。

お願いします。

○大平復興局企画課総括課長 津波防災技術専門委員会が開催されません。あとは、総合企画専門委員会のほうでこちらのほうも引き取って、全体的な調整いたします。その上で、第5回の復興委員会に御提示するという形になります。

○藤井克己委員長 わかりました。では、専門委員会とのやりとりはないわけですね。

今戸羽委員からも御意見出ましたが、防災というものに対する考え方等あります。方向性のところでも少し御意見いただきましたけれども。これは、ですから総合企画専門委員会のほうで引き取って少し検討し直すということになりますね。今のソフト対策のところも重要な御指摘かと思しますので、この辺の整理もお願いしたいと思います。

ほかいかがでしょうか。田中委員。

○田中卓委員 ソフト対策という件に関して若干御質問させていただきたいなと思っております。

実際にいろんな形で被害に遭われた方がいらっしゃると思うのですが、今の戸羽市長さんなんかのお話のように、想定外の津波が一気に押し寄せて、やむを得ず逃げ遅れてしまった方であるとか、あとは津波警報発令の後、ご自身の財産保全のためにいったん避難されていた方がまた立ち戻られたりとか、あといろんな報道では、避難経路の途中で巻き込まれてしまったとか、いろいろなパターンでの被災の形があるやに伺っておりますので、その辺の大まかな類型というか、そういったものをきちんと詳細に把握して、これからの例えば防災文化、教育に関して、先ほど委員さんのほうからお話ありましたけれども、そういったものにいかに転化をしていくかということもこれから重要な課題になるのではないかなというふうに感じられますので、その辺の子細な調査を、段階的にで結構だと思いますが、追加をしていただければなというふうに感じております。

以上です。

○藤井克己委員長 では、若林さん、お願いします。

○若林県土整備部長 ただいまの御指摘であります。津波防災技術専門委員会でも避難者への状況聴取りなり、アンケートなり、それは非常に今後の避難計画を作るに当たって大変参考になるであろうということも御指摘をいただいております。ただ、いつ実施するかがちょっと課題になっておまして、ちょっと落ちついてから皆さんにお話を伺ったほうがいだろうという御意見もございまして、津波防災技術専門委員会はこれから地域のほうといろいろやりとりしながら、1年間かけていろんなところで詰めていきたいと思しますので、その間に避難者、避難された状況のアンケート調査を含めて調査を進めてまいりたいなど、その上でいろいろな計画に反映させていきたいなというふうに考えています。

○藤井克己委員長 では、よろしくお願いします。

被災状況等については、復興ビジョンの中で第1章に盛り込まれるというのは、これは恐らく死亡何名とか行方不明何名とかいう、そういう数字で定量的に語られる可能性が高いのですけれども、今御指摘のように人的な被害というのはかなり避難の際のもろもろの

トラブル、そういうことによって逃げ遅れとか、あるいはもう一度戻ったとか、あるいはだれかと一緒に誘い合っただけのこのとか、そういういろんな事例があるかと思しますので、ソフト対策にも生かされるような調査もお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。お願いします。

○杉本功陽委員（大井誠治委員代理） 県漁連の大井委員の代理で出席させていただいております杉本と申しますが、ソフト対策で情報通信網の整備という項目ございますが、例えば採貝槽とか養殖、1トン前後の船で操業している場合、大津波警報が出た、あるいは津波警報が出たという伝達の手段なのですが、携帯電話等も届かないところもありますし、小船ですので、ではどこに避難すればいいかと、瞬時に判断するのも非常に戸惑うことが多いわけです。それで、通信手段として旗を持って漁船に知らせるとか、ラジオを必ず携帯してラジオをつけっ放しで操業するとか、いろいろなアイデアはあるのですが、もっと現代ですので、確実に伝わって避難できる、そういう通信手段がないものかと以前からいろんなところで御提言をしているのですが、なかなか有効な手段がないのです。それで、是非そういった手段も御検討いただければと思っておりますので、提言申し上げます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。三つ目の柱のソフト対策に関して具体的な御提言をいただきました。ありがとうございました。

それでは、ちょうど資料2にかかわるグランドデザインに関することについて、審議をこれで終えたいと思っております。

続いて、復興ビジョンでいいますと、資料3の復興ビジョンの構成についてでございます。資料3、表の復興ビジョンの構成について、とじたものがございまして、この表の「はじめに」、これは次回の委員会で御提示します。序章、これが資料4、この次の裏のページからが序章となって、計画のフレームについてということでございます。第1章については、被災地域の概要と被災状況ということで、第2章は今、御検討いただいたグランドデザイン、第3章が資料5ということで基本目標、これはまた後ほど御意見をいただくこととなりますが、まず復興ビジョンの構成について、こういった章立てですね、御意見いただければと思っております。本日、そういう点では第2章から第5章あたりまで意見交換ということになります。よろしいでしょうか。

○遠藤洋一委員 質問よろしゅうございますか。

○藤井克己委員長 はい、結構です。

○遠藤洋一委員 資料4にかかわりますけれども、資料4の4ページ、そこに計画期間及び構成のイメージということで図が示されて、先ほど御説明があったわけですが、こんなふうな理解でよろしいかどうかですが、一番上の復興計画の全体としては、復興ビジョンと実施計画が合わさったものという理解でよろしゅうございますね。それで、資料3に戻るわけですが、この資料3に示されているのは復興ビジョンのほうの構成で、これに実施計画が合わさったものが全体の復興計画ということでよろしいでしょうか。復興計画は、また別な形で出てくるものでしょうか。

○大平復興局企画課総括課長 今、復興ビジョンの構成というものは、この4ページでい



いますと、黒に白抜きしているわけです。したがって、計画全体の期間を連なる具体的な取組まで書いたものが復興ビジョンであります。それプラス実施計画の、今回の場合ですと第1期分が工程表まで出てきます。具体的な取組ということで、事業ベースで、いわゆる淡々と出てくるわけです。理念とか目標とかの部分は全部ビジョンに書かれますので、具体的な取組の部分についてだけが出てくるのが復興実施計画、それを全体として、第1期分だけしか今回は実施計画に出てきませんが、復興ビジョンと第1期の実施計画を合わせて復興計画というものになります。この章立てについて、資料3のビジョンの構成は復興ビジョン、その期間内全体にかかわるものということでございます。

○遠藤洋一委員 私の理解がちょっと不足なのかもしれませんが、そうすると、復興計画そのものみたいな、このビジョンとは独立な文書が作成されるものではないのですね。

○大平復興局企画課総括課長 はい、そのとおりです。

○藤井克己委員長 これ全体が復興ビジョンということですね、総体として。

○大平復興局企画課総括課長 計画のうちのいわゆる復興ビジョン編という言い方もできるかと思えます。

○藤井克己委員長 そうですね。これに今工程表がついていって、復興計画ができ上がるというふうな。

ということでございますが、全体の枠組みというのでしょうか、これについての確認がございました。章の並びとか、これは総合企画専門委員会のほうで御意見出たのでしょうか。グランドデザイン、第2章と第3章の位置関係、何かそういうのが出て、第2章、第3章が入れ替わる、基本目標があって、その後グランドデザインではないかという御意見に対して、グランドデザインが基本的な外的制約条件を少し設定するものであるから、その後で基本目標を置くという、そういう考え方だという御説明が先ほどございましたが、この辺については何か、おさまりですね、よろしいでしょうか。

それでは、こういう形で章立てしていくということをお認めいただいて、具体的なフレームについて意見交換したいと思います。

資料4、めくっていただきまして、2ページ、3ページが計画のフレームということで、特に具体的には計画期間についてということで、3ページに計画期間案が出されております。一応総合企画専門委員会のほうでは3案という形でまとまったようですが、1案は6年間と、2案が8年ということですね。1案に加えて中期的な事業フォローと長期的なプロジェクトの取組も盛り込みつつということで、プラス2年という考え方。3案は10年ということで、さらに長期的な事業も含むということで、3プラス3プラス4という10年という考え方が出ております。具体的な第1期、第2期と書かれているのは4ページの表になってくるわけですがけれども、この辺の計画期間についても少し御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

当初10年というような考え方もあったのですがけれども、あと6年というような考え方も出されたり、新聞等で御覧になった方もおられるかと思えますが、一応3案出されているということですが、何か御意見おありでしょうか。

4ページの上見ますと、表になっていますが、1案も2案も3案もいずれにしても第1期、第2期、3年、3年という考え方ですね。これは変わっていないということですね。10年だからといって、例えば4年、4年の2年に組みかわるわけではなくて、第1期の緊

急推進の23年度からの3年間、それから次の3年間、ここで一区切りと見る第1案か、プラス更なる発展に向けての連結を2年と考える第2案か、4年と置く第3案かという、この辺の違いでして、基本的な最初の6年間の組み方は変わっておらないということです。ですから、ちょっと言うては失礼なのですが、あまり基本的な考え方に相違はないかなと思います。とにかく緊急的に立ち上げるものは3年間で達成するのだということですね。次の中期的な取組を第2期に置いて、あと次はプラスを置くか、それを置くなら2年とするか4年とするかという、この辺の違いになるかと思いますが、やはり被災の状況、立ち上がりのことを考えますと、1案で済まないこともあるでしょうし、すべからく3案のような10年間の設定で取り組んでいくのも、またちょっと復興から再生へある程度進むところもあるでしょうしという気がいたします。何かこの辺について考え方、時間軸あるいは計画の進め方のペースに関することかと思いますが、御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

平山委員、お願いします。

○平山健一委員 参考のためにお話しいたしますが、基本的にはできるだけ早く集中的に復興の事業を終えるという思いはあるのですが、世の中全体からそういう気持ちがかたがた失われていくという面があり、少なくとも行政だけは災害があったことを忘れないようにということで、8年と10年の違いを考えたとも言えます。長い計画期間は少なくとも行政だけは復興の気持ちを持ち続けようという考え方なのです。

○藤井克己委員長 わかりました。総合企画専門委員会にも出ておいでの平山委員からの御意見でしたが、ほかに何かいかがでしょうか。

1期、2期6年で済むものでもありませんし、常にこの辺の問題意識を持ち続けるという、この辺の考え方だと思います。特にこの辺、資料4の中身、計画のフレームについても今計画期間だけ申しましたが、ほかにも御意見ありましたらお願いしたいと思います。計画期間について、この辺はやはりどのように復興を進めるかという、そういった推進の進め方に関することかと思いますが、また総合企画専門委員会でこの辺絞り込んでいただければと思います。ここで何かぱっと何年にしましょうと行って、本当に気持ちをついに進めていくことがむしろ大事ですので、それが実態あるものとなるようなことを総合企画専門委員会のほうで御検討いただければと思います。何か議論だけがここで先行して、実態を伴わないのも困りますので、そちらで少し引き取って、また御検討をお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと急ぐようではありますが、次に復興の基本目標について、たたき台が出されました。第3回の総合企画専門委員会、これを日曜日を開催して、こういったスローガンを掲げられたわけですが、資料5になります。囲みの中にありますが、御意見あったようではありますが、「人と自然が共生し人と人がつながり躍動する安全で豊かなふるさと岩手の再生」ということで、考え方が下に、こういったキーワードを導くに当たっての考え方が丸の五つで整理されています。この辺についても何か御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

○高橋真裕委員 一つは質問ですが、まず6ページの参考のところ、上の囲みの中に「創造的」でなく「改革的」復興というふうな言葉が出ております。その中で、実は

1 ページ目の章立てのところでは、第 5 章のところの世界に誇る新しい三陸地域の創造という言葉が出ておまして、ここの解釈としては、この創造的でなく改革的復興ということは、これは没にして、やっぱり創造的ということに力点を置いたビジョンにするという、計画にするというふうに把握をしてよろしいのかどうかということが一つです。

それから二つ目が、この 5 ページのたたき台という形でスローガンが出てまいりましたけれども、これは非常にいろいろ評価がおありだというふうに私も思います。やはり先ほどの再生という言葉がここには出てきておりますので、従来に復するという考え方ではないというメッセージはある程度は伝わってはくるわけですが、ただ創造的というか、三陸地域の創造というふうな見地からすると、この中の再生だけではどうも力が弱いのではないかなというふうな印象です。

それから、仮にこの岩手のところを宮城でも福島でも、どこでも同じようなことが言えるのではないかと。つまり果たして本当に岩手という形でのオリジナル性があるのかどうか。この辺のところは私はちょっとインパクトが弱い、あるいは胸に響いてくるものがないかなと感じられないということで、ちょっと厳しく言えばそういうふうな印象を受けたところです。やっぱりこのスローガンというかキャッチコピーというのは、非常に私はこの復興に当たって県民に、あるいは被災者に対して、あるいは被災地に対して、本当に強いメッセージ性を持たせなければならない非常に大事なポイントだろうというふうに考えておまして、この辺について私、腹案は持っておられませんけれども、是非もう一度その辺のところを御検討いただければというふうに考えておりました。

○藤井克己委員長 ちょっとどうでしょうか。関連して御意見がありましたらお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○中崎和久委員 いろいろ御意見が出されているのですが、私はやっぱりこれからしっかりと復興するためには、輝かしい未来をしっかりと見据えたものがないといけないし、子供たちにやっぱり夢を与えられるような、明るいようなものもビジョンとして出していかないといけないのではないかなと。何となく自然との共生、人と人のつながり、なりわい、今までのものに帰りたいという。だから、やっぱりこれを踏み台に新たな未来を見詰めるというような、そういった夢のあるようなビジョンも必要ではないかなというふうに思うのであります。したがって、より輝かしい未来は懐かしい過去からということがありますので、そういったことを思い描く必要があるのかなというふうに。

○藤井克己委員長 未来に向けて立ち上がるような、そういう姿勢が見えるようなという御意見だと思いますが、ほかいかがでしょうか。確かに心に訴えるものが欲しいと思うのですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○遠藤洋一委員 質問と意見になると思いますが、私のこだわりかもしれませんが、前にも申し上げましたけれども、1 回目の委員会で「二つの原則」というものが示されました。それに則ってずっと考えてきたわけですが、その「二つの原則」は今回示されております「基本目標」の中に統合していただいたと考えてよろしゅうございませうでしょうか。まず、それが質問の部分ですが、

○藤井克己委員長 では、また後ほどちょっとその辺は。

あと、御意見あればお願いします。

○遠藤洋一委員 これも私のこだわりかもしれませんが、今までビジョンというものは基本理念をしっかりと押さえて、その後、取組のあらましを吟味するというので考えて来たわけですが、私の思いかもしれませんが、この囲みの中で示されているものは、基本目標とありますが、理念に相当するものではないか、そして、その下の考え方というふうに記載しております項目が基本目標というとらえ方はできないだろうかと思ったのですが、そういうとらえ方について、委員の方々、いかがでしょうか。

○藤井克己委員長 この辺は、ちょっといろいろ質問、第3章の復興の基本目標というものは、どういう形で表現されるのですか。ちょっとその辺のことも含めて、こういった資料5のようなイメージになるのでしょうか。ちょっとその辺も含めて、あと先ほどの高橋委員からの創造性云々の、その辺ずっとお答えいただけますか。

では、お願いします。

○大平復興局企画課総括課長 それでは、まず創造的の部分であります、大変恐縮であります、資料1の3ページ御覧いただきたいと思えます。資料1、3ページの丸の下から二つ目であります。国の検討部会では、創造的復興という考え方があるが、一部の業者が残り、業者というのは事業者のことであります。県内の被災した事業者であります。事業者が残り、その他は撤退するようではふるさとであり続けられない。また、被災地を実験場、これは国の復興構想会議の中で、自分が今まで取り組んできたプロジェクトをこの地でやりたいと、被災地でやりたいという方がいらっしゃるということで、委員の方から、そういうのが国の検討部会の中ではあるということで、被災地を実験場とされては困るとい、創造的復興派という、例えばありますが、国の復興構想会議の検討部会では創造的復興派という方がいらっしゃると。ただ、この専門委員会では、そういうものではないのではないかということで、創造的と、ただ元に戻すという意味の復旧との中間的な言葉として、改革的復興という言葉が、仮にそういうものでもいいのではないかと。創造ではやり過ぎだという御意見をいただいたものであります。

次の4ページにも関連の文言がございます。主な意見の概要の中で、(1)、第2回総合企画専門委員会の報告の中の1番目の丸であります。創造的復興という名には地方が国の新たな取組の実験場とされるという特別な意味を込めて使われる場合があるが、私の提言、この別な委員の提言であります、この中でも創造的復興という言葉が使われておるわけです。その中で、創造的復興にはその意味合いではなく、阪神・淡路大震災で使われたのと同様の意味で用いたということで、創造的復興という言葉は復旧からプラスアルファというイメージは皆さんお持ちなわけですが、それがもう創造というので、すべて創造的なものということで、言ってみれば復旧を飛び越して新たなものを全部作り直すということまで使われてしまう、全く今までベースがないものに新たな土地の利用とか、さまざまなシステムを入れるというようなことが創造的復興という言葉に、そういう形で使われている場合があるのでという意味でございます。したがって、創造的復興というのに、いや、そうではないのだ、もっと軽い言葉の意味であるから、創造的復興というのは岩手県ではどんどん使っているということがご理解いただければ、それはそれでよろしいのかなと思えます。これがまず1番目であります。

遠藤委員からの御指摘で、二つの原則というのがまず御質問がございました。これが基

本目標のところの考え方のところ、犠牲者のふるさとの思いとか人間本意という言葉、ふるさとの思い、人間本位ということで、ふるさと、あるいは人というキーワードに変わったものであります。

あと、委員長から今御質問のありました、あと遠藤委員からのお話もありましたが、これは目標なのか理念なのかということではありますが、我々とすればこの資料5で御提示したのが第3章ということで、基本目標ということで、この3行のフレーズを基本目標と、これをキャッチフレーズというか、目標というか、理念というか、それは御意見をいただきながら、いずれわかりやすい、一番端的にこの復興ビジョン、復興計画を一番短い言葉で示すものは何かと言われた場合に、現在の言葉では基本目標ということにしてごさいます。それで、考え方については、これを理念といたり、こちらを基本目標といたり、それはさまざまな考え方あると思いますので、これも御意見いただければと、被災者あるいは県民にとってわかりやすいのは何かという御意見をいただければと思います。

○藤井克己委員長 復興ビジョンの第3章のでき上がりとしては、まず第3章、復興の基本目標と書いて、この囲みの中のものがぼんと出ると。その下に何か考え方を箇条書きで示すような、そういうイメージでいいのでしょうか。

○大平復興局企画課総括課長 はい、そのとおりでございます。

○藤井克己委員長 わかりました。

ということで、こちらの御質問に対する答えを話されました。創造的というのは、実は国なんかでも話題になっている創造的復興、これを機会に新しいものをがらがらとつくり直すという、そういった意味なので、少し括弧つきの創造的復興ということかと思えます。復興ビジョンにある第5章の三陸地域の創造というのは、そういう意味でのものではないということだと思えます。

ほかいかがでしょうか。この辺のたたき台となっておりますが、囲みの中ですね、3行のメッセージがどうなのかということで、先ほどもありましたけれども、岩手の再生とありますが、岩手を宮城にかえても、福島にかえても、特に違いはないのではないかと、オリジナリティーですね。高橋委員もおっしゃいましたけれども、なるほどやはり岩手だなというものをここに盛り込めれば、本当に被災地に対して伝わるものがあると思うのですが、いかがでしょうか。

「躍動する」という言葉は、ちょっと何か落ちつかないなという感じですね。もう少し立ち上がるという、そういう上向きのベクトルが見えてほしいなど。何かぴょんぴょんするような感じですね。雰囲気なのですからけれども。でも、こういうものはイメージがやっぱり大事だと思うので、すっと腑に落ちるかどうかということで、100人が聞いて誤解なくなるほどと、そうだねという前向きな気持ちになれるものがやはりメッセージだと思うのですが。

はい、どうぞ。長岡委員、お願いします。

○長岡秀征委員 今皆さんお話ししたのと同じような感じなのですからけれども、これ6ページの復興委員会が出されたキーワード、ふるさと、つながり、暮らし、なりわい、こういうのをずっと見ると、中崎委員もさっきお話ししておったのですけれども、何かもとに戻るといふか、そのままの形をやって、未来につながるような、ここで暮らして、次のというのが、何か明かりみたいなのがないような気がしておりますし、計画の全体が例えば6

年と決めた場合に、これ1年目でやっぱりこういうような復興の目標について、これではなくて別なのがいいなとなった場合に、変えるというか、そういうものは考えられるのでしょうか。今現在は、復興委員会ではこういうふうな形で決まりましたけれども、やっていく中で半年が過ぎたときに、やっぱりこうではなくてこういうふうなものがぴったりするのではないかというような場合には、どういうふうな形になるのかというふうに思いましたのですけれども、ちょっと委員長が言うように暗いような、言葉がよく出てこないのですけれども、何となく新しいものを世界に発信するとか、おっ、これはと見えるような感じの言葉のほうは何となく皆さんが注目するのかなというような感じがしてならないのですけれども。ちょっと意見というか、感じたことです。

○藤井克己委員長 あと、工程表の中での計画の考え方は、ではお願いします。

○大平復興局企画課総括課長 基本的には、見直しの手続というのは皆無ではございませんが、基本目標というものは計画全体を貫くものでありますので、その都度変えていくものではないと考えてございます。

あと、いろいろ御意見いただきました。未来がないとか、それは十分承知しております。それは、まず地に足をつけた復興という、現場から何をやっていくかということをもっと重視した計画、構成になってございますので、したがって章立ても現在の土地の被害状況から土地の利用のランドデザインが先に来ているというのも同様でございます。先に基本目標を高いものを掲げて、それに向かっていくという、いわゆる一般の長期計画、県民計画等というのとは若干違っているもので、このような表現が多くなっているものであります。

○藤井克己委員長 章の立て方も被災状況から、そういったものに限定されたランドデザイン、そしてこの基本目標に来るといって、そういう流れになっていくという御説明ですが、ただやや明るい未来というのでしょうか、将来に向けて何か立ち上がっていくという、そういうものを打ち出してもらえないかというこの委員の御意見もありますので、総合企画専門委員会のほうでまたこの辺を受けとめていただいて、御議論いただいて、また本委員会に出していただくという、そういう段取りでよろしいでしょうか。大体皆さん考えておられることは同じようでして、また専門委員会も同じような悩みというのでしょうか、お考えをお持ちだと思いますので、その辺の修文は、何か今これはというのをお持ちでしたら御披露いただいてもいいのですが、なければちょっと専門委員会のほうにお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、これで議事の(2)、復興の基本目標等については終えたいと思います。

### (3) 復興に向けた原則と具体的取組等について

○藤井克己委員長 続いて、もう時間がだんだん迫ってまいりましたが、議事の(3)、復興に向けた原則と具体的取組等についてということで、今の構成でいいますと、第4章以降になってまいります。

本日小川委員と佐藤委員から取組についての御提言いただいておりますので、関連する部分もあるかと思っておりますので、事務局からの御説明に続いて小川委員、そして佐藤委員からの御提言、御説明を後ほどお願いしたいと思います。

では、まず事務局から御説明をお願いいたします。資料6ですね。

○大平復興局企画課総括課長 資料6でございます。7ページでございます。これは、ビジョンの第4章となるものでございます。基本的な考え方でありまして。復興に向けた原則についてということで、単なる現状復旧にとどまるのではなく、より安全、安心な地域づくりを根幹とする。被災者が希望を持ってふるさとに住み続けるためのよりどころとなる道筋を示す。取組の原則を示し、その下で地域のコミュニティーや人と人、地域と地域のつながりを重視しながら実践するというところで、この3つの原則というのをお示ししているものであります。

この3つの原則は、次のページの8ページであります。8ページの表で御覧いただきますと、さまざまな取組をカテゴライズといたしますか、幾つかのグループ分けにしたものとも一致するものであります。例えば安全については、このもとに防災のまちづくり、災害に強い交通ネットワーク、暮らしの部分では生活再建等々が続きます。なりわいの再生というのでは産業関係がつくと、こういうものであります。

戻っていただきまして、7ページであります。3つの原則ということで、まず「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生ということで三角形を掲げたものであります。総合企画専門委員会に御提示した案では、第1原則という形で安全、第2で暮らし、第3でなりわいということで御提示しましたが、暮らしとなりわいの順位等で御意見ございましたので、まずこの3つについてはどれが順番ということではございませんが、ということでイメージ図ということで三角形を掲げているものであります。

安全の部分では、人命の部分を中心に、人命が失われることのないようにということで、ハード、ソフトの多重防災型のまちづくりの考え方、あるいは暮らしの部分では住宅や仕事の確保、医療、福祉、介護体制の再構築などの部分でございます。なりわいは、主に産業の部分であります。

これが3つの原則であります。

具体的な取組については、9ページ以降で掲げるものであります。ただ、これは主な取組として短期的及び中期的な取組を中心に記載するものであります。前回の委員会でお示しいたしました網羅的にさまざま書いている、長期的なものまで書いている事業につきましては、イ)で書いておりますが、ある程度期間を要する内容を含む取組の一覧という形で、本章の末尾に掲載するというところとしております。

さらに、復旧、復興の取組として、このほかに長期的な視点に立つということで、長期的な取組あるいは横断的な取組ということで、三陸創造プロジェクトというものは第5章に別建てしているものであります。

8ページでございます。前回の委員会でお示ししたものと違っているところでは、例えば雇用の部分であります。雇用は経済産業、雇用ということとしておりましたが、今回はなりわいの部分から外しまして、暮らしの再建ということで、生活再建の中に雇用の部分に移っているものであります。「安全」の確保につきましては、総合企画専門委員会では防災のまちづくりだけでしたが、災害に強い交通ネットワークを特別に抽出いたしまして項目立てを行ってございます。したがって、現在では10の柱、小さな柱になります。それに加えて、下のところで黒い字で書いておりますが、新しい三陸の部分が変わりまして、全体として地域の復興を実現していくというイメージであります。

具体的な取組については、大変恐縮であります。37ページまでたくさんございますの

で、一部だけ御説明申し上げます。「安全」の確保の部分であります。9ページ、「安全」の確保のうちの一つの柱であります防災のまちづくりということで、基本的な考え方といたしまして、津波対策の方向性、津波防災施設、まちづくり、ソフト対策を踏まえ、安全で安心な防災型の都市・地域づくりを進める。また、住民のふるさとへの思いや地域の歴史、文化・伝統を踏まえた住民主体の新しいまちづくりを進めるということで、取組項目といたしまして、災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災型都市・地域づくりを1番としてございます。こちらの内容について、概要から緊急的な取組、短期的な取組、中期的な取組まで記載しているものであります。

次に、大変恐縮であります。11ページに取組項目の②といたしまして、ふるさとへの思いを生かした豊かで快適な生活環境づくりということで、震災の記憶を未来に語り継ぐための地域の防災文化を醸成し継承していくとともに、地域住民のふるさとへの思いや地域の歴史や文化・伝統を踏まえた住民主体の生活環境づくりを推進するという、緊急的な取組から中期的な取組まで掲げております。さらに、工程のイメージが下の段でございます。

「安全」の確保のうち二つ目の柱が12ページでございます。災害に強い交通ネットワークということで、基本的な考え方というのを掲げてございます。その取組項目の①といたしましては、災害に強い交通ネットワークの構築ということで、復興道路として災害に強い高規格道路等の幹線道路ネットワークを整備し、これを補完する国道、県道など、信頼性の高い道路ネットワークを構築するとともに、災害対応拠点としての港湾やいわて花巻空港等の機能強化を推進するということでございます。この項目には、道路、航空のほかにJR、三陸鉄道等も含んでいるものであります。

次に、14ページであります。次の柱であります。「暮らし」の再建の中の生活再建の部分であります。こちらは、基本的な考え方は、この下に取組項目の①といたしまして、被災者の生活再建等への支援ということで、被災者の生活の安定化や住宅再建に向けた資金面等での支援や住居や雇用を含めた生活全般に関する相談に応じる体制の整備、被災者が安全で安心して暮らせる住宅や宅地を供給するなどの生活再建を促進するという、取組項目を緊急、短期、中期と掲げてございます。さらに、復興への歩みといたしまして、仮設住宅の問題等々、工程に応じて書いているものであります。

次に、16ページであります。次が項目として移ってきた部分で、取組項目の②、被災地域の雇用維持と就業支援ということで、冒頭にも御説明ありましたが、深刻化する被災地域の雇用情勢に対応するため、雇用の維持を図るとともに、産業振興による雇用創出に努め、被災による離職者等の雇用相談や再就職に向けた職業訓練を実施するという、緊急から中期まで掲げております。

暮らしの再建の(Ⅱ)であります。保健医療・福祉分野でございます。これは、基本的な考え方として、次のものを掲げておりまして、取組項目の①といたしまして、災害に強く、質の高い保険医療福祉提供体制の整備ということで、概要であります。被災者の生命と心身の健康を守るため、被災した医療・社会福祉施設等の機能の回復を図るとともに、災害に強く、質の高い保険医療福祉提供体制を整備するという、同様に取組項目を掲げてございます。

次に、19ページであります。取組項目の②、保健医療・福祉の2であります。健康の維



持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援ということで、きめ細かな保健活動と心のケア活動を推進するということと、保護を必要とする子供たちの養育を支援するということで、同様に取組項目と復興への歩みを、工程表を掲げてございます。

次に、20 ページであります、「暮らし」の再建の教育・文化の分野でございます。取組項目の①といたしまして、児童生徒への心のサポートの充実ということで、被災によって心にダメージを受けた児童生徒及びその保護者の心のサポートを実施するということで取組項目を掲げ、21 ページでは震災津波復興教育、仮称であります、推進するということで、災害の知識や身の守り方に加え、自己のあり方や復興における自分自身の役割等々を取り入れた全県的な教育プログラムを構築することとしてございます。

22 ページであります、大変恐縮であります、22 ページは「暮らし」の再建の（Ⅳ）の部分で、コミュニティーの問題であります。取組項目①といたしまして、地域コミュニティーの再生・活性化ということで、地域コミュニティーの再生・活性化に向けた取組の支援や福祉コミュニティーを確立するための体制づくり等々に加え、郷土芸能や文化活動を支援するということを掲げてございます。

次に、24 ページであります。24 ページは、「暮らし」の再建のうちの市町村行政機能でございます。前回までにお示しした資料には、市町村行政機能の支援の中に、先ほど申しました地域コミュニティーの問題と住宅再建の問題を出しておりましたが、今回は市町村行政機能は独立させたものであります。基本的な考え方といたしまして、市町村の早期復旧を支援し、市町村が地域住民とともに新しいまちづくりのグランドデザインを描ける環境を整えるということで、行政サービスの回復を取組項目の①としてございます。

次に、25 ページの「なりわい」の再生の（Ⅰ）であります。3本目の柱、「なりわい」の再生の（Ⅰ）、水産業・農林業、前回までは水産業等でお示しておりましたが、今回は水産業・農林業ということで、基本的考え方で水産業の部分、農林業の部分であります。さらに、取組項目①といたしまして、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築ということで、漁業協同組合による漁船等の一括購入・共同利用システムの構築やサケ・アワビ等の種苗生産施設の整備等々を支援するということとしてございます。

次に、27 ページであります。取組項目の②といたしまして、産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築ということで、中核的な産地魚市場の再開と安定的な運営に必要な施設・設備等の復旧・整備や加工機能の集積、あるいは高生産性、高付加価値化を促進するということで取組項目を掲げてございます。この中では、ファンドによる既存債務の軽減等々の企業再生の支援分野も含んでおるものであります。

次に、漁港等の整備であります、取組項目③、28 ページであります、漁港等の瓦れきの早期撤去、あるいは海岸保全施設の応急的な復旧を進める、さらには漁港・漁場・漁村生活環境の整備、復旧等を推進するということとしてございます。

次に、29 ページ、取組項目の④であります、地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現ということで、農地等の復旧を進めるとともに、夏季冷涼・冬季温暖な気象特性等を生かした園芸産地の形成等を進めるということとしてございます。

次に、大変恐縮であります。30 ページが林業の問題であります。取組項目の⑤、地域の木材を活用する加工体制等の再生ということで、合板工場の復旧・整備を支援し、木材加工体制の再生を図る等々を掲げております。

次に、「なりわい」の部分の（Ⅱ）であります。経済産業、31 ページであります。取組項目の①が中小企業等への再建支援と復興に向けた取組ということで、被災地域の企業や商店街に向けた支援体制や助成制度を構築し、早期の事業再開を図る等々でございます。これの中の工程表には、先ほどのファンド等もこちらのほうにも入っているところであり

ます。

次に、32 ページがものづくり産業の部分であります。取組項目の②、ものづくり産業の新生ということで、被災企業の早期事業再開や重点産業の早期回復を支援するとともに、内陸部との連携によるものづくり体制の強化等を図るということとしております。

33 ページが産業の復興を支える交通ネットワークということで、横断的取組として交通の部分の産業に関係する部分を取組項目の③としてございます。新しい三陸沿岸の産業を復興させる道路、港湾などの交通ネットワーク等を構築するという、一部再掲ではありますが、取組項目を掲げております。

次に、最後の項目であります 34 ページ、「なりわい」の（Ⅲ）であります。観光ということで、観光資源の再生と新たな魅力の創造ということで、被災した沿岸地域の観光産業の早期再建に注力するとともに、きめ細かなサポートにより経営の支援する等々でございます。さらに、安全で安心な観光地の構築による交流人口の増加も図るということとしております。

さらに、36 ページが取組項目の②、最後でございます。復興の動きと連動をした全県的な誘客への取組、これは震災被害等により沈滞する観光産業を支援するという、とともに、復興支援をきっかけとして生まれたつながりを大切にする「おもてなしの郷 いわて」としての国際的な観光立県を確立するという、平泉の文化遺産の世界遺産登録を契機とする取組や来年度予定されておりますいわてデスティネーションキャンペーンと連動する取組等々を掲げておるものであります。

37 ページであります。先ほど申し上げましたように、取組の一覧をこの部分から記載するものであります。前回の復興委員会でお示した事業をこちらのほうで列挙して、短期、中・長期のものも含めて、こちら取組一覧としてこの後ろにつけることとなりますが、これはイメージだけで記載しているものであります。

次に、38 ページであります。資料の 7 番の復興ビジョン、第 5 章、いわゆる長期的な取組というようなものであります。世界に誇る新しい三陸地域の創造に向けた取組ということで、丸の二つ目であります。第 4 章、復興に向けた具体的取組の七つの柱と書いてありますが、大変恐縮でございます、3 つの原則、10 の柱でございます。これの取組とは別に、これらの縦の柱を越える分野横断的な取組であることと、県民に将来の夢と希望をもたらす取組として実施すると。

さらに、丸の四つ目であります。計画期間内での実現を目指しつつ、より長期的な展望を踏まえ、計画期間を超えて取り組む事項も含まれるものも想定してございます。

現段階では、次のものを参考として掲げております。三陸地域の復興を象徴するリーディング・プロジェクトとしては次のものがありますが、現段階では構想段階のものなどが記載されております。さまざまな進捗状況がございますので、現段階では参考までにでございますが、例えば科学技術振興分野では、国際リニアコライダー計画を核とした国際学術支援エリアの形成、あるいは国際海洋研究拠点の形成というものが科学技術分野の例示

でございます。

環境共生・自然エネルギー分野では、再生可能エネルギーの導入を図る、省エネルギー設備、技術の導入を図っていくというようなエコタウン的な取組がこちらの部分であります。

次に、津波災害を次世代へ継承するというところで、津波資料館の建設、あるいは津波震災体験者による体験などの伝承の取組。

さらに、39 ページであります。産業振興分野ではものづくり特区など、総合的な支援策によるものづくり産業の振興、あるいはコバルト合金やナノカーボン等の新素材関連の研究拠点の形成と新産業の創出。

新たな交流による地域づくりといたしましては、復興活動を契機とした交流人口の増加によるコミュニティーの活性化、あるいは文化芸術をテーマとしたまちづくり、例えば文化人の移住などを進めるというようなものであります。さらに、平泉の世界遺産登録を契機とした歴史、文化を生かした地域づくり、あるいは復興国立公園の動きもございますので、例えばそういうようなものもにらみながらプロジェクトにしていきたいと考えております。ただ、現段階ではアイデア段階のものもありますので、ビジョンには例示として掲げ、さらにビジョンの後に個別具体的にそれぞれのプロジェクトを詰めていくという方法もあろうかと思っておりますので、参考までに掲げたものであります。

以上でございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。復興ビジョンの中の第4章、復興に向けた原則と具体的取組、これは資料6です。それから、第5章、これは2ページ物で、まだ暫定的な案が例示されていますが、世界に誇る新しい三陸地域の創造、この二つについて御説明をもらいました。御意見おありかもしれませんが、先ほど申しましたように2人の委員から御提言ありますので、まずこれをお願いしたいと思います。

まず、小川委員、お願いできますでしょうか。資料8があるかと思えます。

○小川惇委員 リアス式海岸の特質をベースに持続可能で安全なまちづくりということで意見を述べさせていただきます。

漁港集落と、それから港湾市街地という二つの項目にしておりますけれども、第2回目にもお話ししましたことと重複するところがありますので、今回特につけ加えました部分のみを述べさせていただきます。

以前菅総理が世界で一つのモデルになるような、新たなまちづくりを目指したいという復興の考えを示されました。また、5月19日の日報紙に環境省が青森県の種差海岸から宮城県の松島までの沿岸部を三陸復興国立公園とする構想を持っているという記事が載りました。そして、2日前、そして先ほどの専門委員会からの御報告でありました県の復興まちづくりモデルが示されまして、だんだん具体的な復興モデルがあらわれてきたと思っております。

私は、その復興モデルに後世に残すまちづくりとして、今建築のほうでは景観法というのがありますけれども、そういう景観法の枠組みの中で地域の歴史、文化を踏まえて、みずからの地域を誇りに思うと、それから愛情が持てるような景観形成のまちづくりを行うべきだというふうに考えております。そのためには、土木と建築のコラボレートが不可欠と思っております。土木は基盤整備をしますし、その後で建築の上物整備というのを行う

というのが従来のまちづくりであります。今後の地震津波に強く、安全で、また景観的にも調和のとれたまちづくりをするためには、その基盤整備と、それから上物整備を一本化して、協同して計画を進める必要があると思っております。そして、計画には今回の津波のメモリアル施設を組み込むべきだというふうに考えております。

ただいまの復興ビジョンの説明でも津波資料館の建設というものがありましたが、将来やはりこの大震災を検証し、また起こり得る災害に対応するという事で、メモリアル施設をつくる必要があると考えております。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして佐藤委員から御提言をお願いいたします。

○佐藤泰造委員 佐藤です。この構想の中にもいろいろと皆さんからも御意見が出されておりますので、簡単に骨子だけを申し上げます。提言の中にも載っておりますから、簡潔に申し上げたいと思います。

過日ハローワークさんに別な用事があるのでお邪魔しました。大変な職業を失った方の行列でありました。駐車場もないのです。しばらく待って、もう2時間も待って、それから入って用件足したのですが、その際に職業別の離職者を尋ねました。そうしたら、公式発表はできませんということで、発表を、あるいはその内容をお願いしたのですが、ある程度の数字でお願いしますと、これは公表できませんということでございました。先ほども既に出ましたけれども、私の推計で、うちの水産業者と内緒に会合を持っておりますから、いろいろ話を聞きますと、うちでも実は休職をお願いしているのだよと、あるいは離職をお願いしているよという、私のあくまでも推計であります。相当数が水産関連の離職者であるというふうに理解してまいりました。私の近所も全部水産関係の生まれ育った場所ですから、常に水産関係とお会いします。あるいは、離職した家族等ともお会いします。本当に将来これでいいのだろうかという心配をなさっております。ここにいろいろと御意見が出されておりますし、このままの提案あるいは構想でいいのだろうかという面で悩ましい問題だというふうに痛切に憂慮しております。と申しますのは、漁協さん、あるいは生産者を取りまとめている漁協さんと、あるいは流通関係の市場、あるいは水産加工者がそれをなりわいとして歴史的にも今日を一体でやってきたはずであります。どなたも理解してくれていると思っております。果たしてこのままの整理でいいのだろうか。私は、地域の皆さん、あるいは県内の水産加工者の会合も明日もあります。その中で、いろいろと皆さんの考えていること等々を集計いたしますと、おおよそ県内の各業者がやる気しております。一番の問題は、財政的な支援であると。だから、私どもでもできることはやると。それ以上できないことを何とか行政に応援してくれないかと。漁協と、あるいは漁業と、我々水産加工業者はもう700億円から800億円の生産をしております。については、私は水産加工業界の一つの目標として、何とかとし総水揚げの40%を我々の仲間できないだろうか。それは、加工品であったり、それから秋に集中する魚種が多いものですから、どうしても設備で保管をしなければならないのです。ですから、今回の被害も在庫品の被害が圧倒的に多いのです。冷蔵庫、設備もさることながら、在庫品プラスの被害が大変多いのです。2月、3月、4月、5月、6月と、加工に回し、あるいは加工原料として保管しているものが全部やられたわけですから、そういう中でいろいろ調べてみますと、助成制度あるいは補助制度、いろいろと調べてみましたが、具体的に1次産業にはある

程度は出ています。十分でないにしても、1年目としてはある程度出そうな感じですが。発表が出ていませんから、わかりませんが、では流通加工のほうは何かあるのだろうか。確かにあるのです。共同でやってください、あるいはやってくださいと。まだ具体的なもの見えてこないのです。それで、何とか委員の皆さんの御意見を集約していただいて、ここをどうしても経済再生の一環として水産にもう少し強力な提言がまとまらないだろうかというのが私の提案であります。要するに、岩手県の水産特区的なことを1、2年、3年の間に、一回にはとてもとても、200億か300億の設備等が流されているわけですから、できないにしても、その40%、あるいは20%を3年以内にはもとの形になるというような水産特区的なものを御提言していただければ大変ありがたいなど。それで、経済振興の一環として強力に推進して下さるような方法ないだろうかと、これが私の切なる提案であります。

以上であります。お願いします。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。

#### (4) 意見交換

○藤井克己委員長 お二人の委員から御提言をいただきましたが、改めまして事務局提案の第4章の復興に向けた原則と具体的取組、それから第5章、三陸地域の創造、これに戻ってまた意見交換したいと思います。お二人の委員の方の御提言もまた含めながら意見交換したいと思います。

復興に向けた原則と具体的取組という点では、3つの原則、安全、暮らし、なりわいというものが総合企画委員会のほうから提案されております。3つの原則、そして10本の柱でしょうか、8ページにあります。安全、暮らし、なりわいと考えたときに、10本の柱を立ち上げたということになるかと思えます。あとは、基本的な考え方等が提示されておりますので、前回ざっと並列的になったものに比べると、少し流れが見やすくなったかなと思えます。復興への歩みという時系列も紹介されております。まず、この辺の柱の立て方とか、あと何か足りないものがあるとか、何か御意見いただければと思えます。

では、まずちょっと事務局からこの補足説明からですか。

○大平復興局企画課総括課長 補足説明いたします。

まず、参考資料の2について、全く御説明申し上げておりません。これにつきましては、具体的な取組を進めるに当たっても、県だけでは到底できませんので、国の十分な措置、支援というのも必要でございますので、現在これまで要望している省庁別の事項の措置状況、どのくらい要望、どういう項目について要望している、そのうち措置されているもの、一部措置されているもの、まだ措置されていないものというのがございますので、参考までに御覧いただきたいと思えます。

さらに、復興に向けた3つの原則のところ、前回と変わっているところで、大変申しわけございません。教育文化の項目であります。教育の部分しか現在項目起こしてございません。これにつきましては、現在短期項目、中期項目等々、調整しているところであります。被災の文化財の修復の問題、あるいは地域文化の継承の問題等々について現在調整してございますので、取組の一覧には掲げますが、柱建てについては現在調整中ということで、文化のところは空欄になっているところでございます。

以上でございます。

○藤井克己委員長 補足の御説明ございました。

植田委員、手挙がっていましたが、お願いします。

○植田眞弘委員 まず、復興ビジョン第4章、関係資料、7ページですが、7ページのこの図のところ、なりわいの再生のところに文章があります。沿岸地域の基幹産業である水産業や地元商工業云々とありますが、ここの文章、先ほど議論になっている創造という視点が入っていないなというのが気になりまして、もともと沿岸地域というのは衰退している地域でありまして、衰退している地域をそのままもとに戻しても、ますます競争力、ちょっと言い方があれですけども、競争力のない構造のまま復元されてしまうわけで、何らかの形で競争力の強化、だからここでも例えば水産業だけでも、水産業を、先ほど佐藤委員もおっしゃっていましたが、一体化してより競争力を高めるとか、そういう視点とか、それから私が前回申し上げたのですが、本当に水産業と地元商工業が復活することで地域の復興につながるのかなと、そこも含めて水産業であっても、やっぱり創造的に、より競争力を強化する、それからものづくり新規産業なんかも含めて、ここのなりわいの再生の表現のところが、何か失ったものをもとに戻す、復旧、復元というよりも、創造というのですか、そういう中身の文章にならないかなというのが一つあります。

それから、先ほどの事務局から御説明ありました、佐藤委員からもありましたけれども、水産特区なんていう話ありましたけれども、この特区に関してですけども、私もいろいろ調べていますけれども、何か抽象的なことにならないように我々も、あるいは県も是非呼びかけていただきたい。例えば復興基金なんて用意したときに、どういう言い方でしょうか、官僚主導でこれだけ用意したからこれだけでやれと言われる形になるのか、我々はこれだけ必要なのだよということをきちんと行って、だから国家プロジェクトの中身が抽象的にならないように、被災地としては、県といってもいいのでしょうか、粘り強く要望していくべきであるなということを痛感しております。

以上、2点です。

○藤井克己委員長 高橋委員、お願いします。

○高橋真裕委員 今の植田委員のお話にも関連するのですが、一つはこの3つの原則、このトライアングルという形は、私は三陸というものにつながるイメージなので、非常によろしいのではないかなというふうに考えております。

もう一つが、この安全、暮らし、なりわい、この3つの原則というのは、相互に関連するというイメージだと思っております。安全があって、暮らしが成り立つ、なりわいが成り立つ、そういうふうなことであり、また暮らしもなりわいがあって暮らしが成り立つとか、そういう相互にそれぞれが影響するということからすると、この三角形というのはそれぞれの矢印が相互に行くような関係になるということだろうし、そういうところをもう少し説明できるのであれば説明を加えていただくような工夫をしていただければというふうに思っております。

それから、実は今植田委員からなりわいのことのコメントがございましたけれども、私自身このなりわいという言葉、これがなぜこういうところに出てくるのか、ちょっと疑問だったのですが、少しほこりがかぶっているような言葉ではないのか。何で産業では駄目なのか。なりわいということは、私はどっちかというの家業というふうなとらえ方が強く

イメージをするのですけれども、今求められているのは家業みたいなものを再生するのではなくて、やはり先ほど植田委員がお話をされたような競争力のある産業をつくり上げていこうということなのだろうというふうに私はとらえているわけです。そこで、そういうふうに考えたときに、果たしてなりわいという言葉がふさわしいのかどうか、この辺のところもあわせて御検討いただければというふうに思っております。

以上です。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。

その辺は、平山委員、総合企画専門委員会での何かご自身の意見等。

○平山健一委員 今のことに関連してですが、三陸から人間が減ってしまっただけで、元も子もないのだと私は思います。内陸で考えているような、効率論、経済原則に則った進め方を押しつけることは、ひょっとしたらそういうことにつながりかねないと。むしろそれよりも日本の中のワカメ、昆布、アワビ、ウニは三陸で持っているのだと、それを残すのだということ強く打ち出したほうが、岩手県全体として、あるいは日本の水産業の保全という意味では大切な方向になるのではないかというのが私の意見です。

○藤井克己委員長 ということ、むしろなりわいというのは地域立脚型の産業だということの意味でのなりわいだという、そういう支持する御意見と承っていいでしょうか。

田中委員、お願いします。

○田中卓委員 私のほうからも1点。私は、今日沿岸、県北のほうから参らせていただいたわけなのですが、先ほど最初の御説明のときに有効求人倍率なんかのお話でグラフなんかを拝見させていただいていたのですけれども、震災前の1月の段階で県北、沿岸地域というのは県内でもほとんど最低の求人しかないような状態で、そういったところが先ほどの植田委員なんかもお話のとおり、再生を試みて、大変お金をかけて再生をしたとしても、現状と同じレベルということであれば、なかなかやっぱりそこに残って住み続けるのはこれからどんどん厳しくなっていくのかなと。やっぱりそういった意味では、先ほどのビジョンというお話もありましたけれども、極端なことを、ちょっと乱暴な意見を言わせていただければ、県北に限らず沿岸というのは豊かでもいいね、でもちょっとやっぱりリスクもあるよねというくらいの感覚がこれから求められるのではないかなと。我々がその地域でこれからも生き残って、いろんな形での生産活動をさせていただく上で、やっぱりその地域に根差した、地域が望んでいる活動に皆さんのお知恵を貸していただきながら、いろんな支援をしていただくというふうなことがこれからすごく求められるのかなというふうに感じております。

以上です。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。

専ら第4章、復興に向けた原則と具体的取組、特に3つの原則。

どうぞ、戸羽市長、お願いします。

○戸羽太委員（野田武則委員代理） すみません、代理で来ておりますので、余りあれなのですけれども。

○藤井克己委員長 いいえ、よろしく申し上げます。

○戸羽太委員（野田武則委員代理） 先ほど来植田先生お話しにもありましたけれども、沿岸というのはもともと大変厳しい状況にあったわけです。ですから、植田先生おっしゃ

るように、やはりこれからのことを考えたときには、新しいまちをつくるという一つの目標を持ってやらなければいけないと、そういうふうに思っています。そういう中で、沿岸だから水産業というとらえ方が、まず少なくとも陸前高田市には合わないというふうに思っています。この水産業は大事なところですが、そこにかかわっている人口というのは本当に限定的でありますから、水産業だけがよくなれば陸前高田市が成り立つかといえば、そういうふうになっていないという現実がございます。

それから、もう一点、こうメンバーの方々を見ますと、今いろんな議論がありますが、被災者の方々、被災地の方々がどれくらいこの話に入っているかということです。今さまざまな議論がされている中で、私たちの意見というのはどこに入っているのでしょうか。どこから吸い上げられているのでしょうか。私は、今日沿岸の期成同盟会の会長の代理という立場で来ておりますが、私が出ていないときは多分野田市長さんが出ておられる。どうも被災地をどう復興させるかという一つの目標がある中で、被災地の声というのはどこでどう吸い上げられてこういう会議になっているのか、私は今皆さんの議論を聞いていて非常に不思議な感じがいたします。当然私たちは被災地ですから、専門家の方々からお知恵を借りなければいけないし、もちろんこういう議論はこういう議論でいいわけですが、どんどん、どんどんこうやって計画が進んでいくわけですね。そうすると、私たちの意見というのはどこに入ってくるのかという大きな疑問が今日一つ浮かんでまいりました。

以上です。

**○藤井克己委員長** まことに厳しい御意見でございます。計画が現場から離れてひとり歩きしないように、私たちも肝に銘じて検討しなければいけないなと思っておりますので、今の御意見は本当に重く受けとめて、もう少し具体的な取組の中を肉づけしていかなければいけないと思います。決して現地、被災地から離れたものであってはならないと思っております。

はい、どうぞ。座ったままで結構です。

**○伊東碩子委員** 今の御意見なのですが、私も2回目から委員に任命されて入らせていただいたのですが、この会に出席するに当たって、いつも被災地の方のお話を伺って、こういう委員会ではお話しする機会はございませんけれども、やはりこの任をいただいた以上は、被災地の声を聞いた上でこの椅子に座ろうということで、毎回そのようにしております。いろいろと県ご当局、それから専門委員会でも当然そういうこともお調べの上になさっているのだから、それが基本になりまして、各専門の方々がお知恵を出し合って、こういうような文言やら構築、そういうことがなされていると、すごく敬服しながら出席しておりますけれども、真摯な気持ちで毎回この会に出席するときは各地の被災の方の声をお電話やら、そういうことで伺ってから出席させていただいております。

**○藤井克己委員長** 各分野の代表の方が委員として御参加いただいているのですが、被災地の声を代弁してということをお願いしているところです。今伊東委員からのお話にありましたように、その辺は現地視察にも参りましたし、その辺を背景に置きながらということではございますが、実際に被災地に暮らしているものではありませんので、ちょっとそこはというところはございます。

ちょっと時間が迫ってまいりました。復興ビジョンの構成の中での、特に4章、5章の中身についての御意見いただきましたけれども、内容について、また総合企画専門委員会



のほうで内容的に肉付けしていただくということにもなります。そして、次回に最終的に取りまとめるという手続を踏みたいと思います。今日出されました御意見をまた踏まえて、総合企画専門委員会のほうで御検討をお願いしたいと思います。

それでは、復興ビジョンについてさまざまなご発言いただきましたが、今日達増知事は欠席ですけれども、上野副知事御出席ですので、お考えの点、お出しいただければと思います。

○上野副知事 ありがとうございます。本当に本日は皆様方お忙しい中をお集まりいただきまして、精力的なディスカッションをいただきまして、心より御礼を申し上げたいと思います。

本日特にお話の中で出てきました点は、復興ビジョンに向けての基本目標についての考え方の整理、どのような形でとらえていくのか、あるいは将来に向けた明るさといえますか、そうした点をもう少し入れるべきではないかというような御提案、御示唆いただいたと思います。それから、復興に向けた原則についてのご議論も三つの柱ということについてのフレーズ、言葉の使い方を初めとして、相互の関係などについての御示唆もいただいたと思います。

こうした具体的な御示唆、それから全体についての御意見、十分踏まえながら、まずは総合企画専門委員会のほうでさらにご議論をいただきまして、次の復興委員会でまた皆様方に全貌をお示しして、ディスカッションいただきたいと思っております。

それから、戸羽市長から御指摘ございました現地の被災地の声ということにつきましても、まことにもっともな御指摘でございまして、私どももそういう点を常に念頭に置いて、現場で非常に辛い思いをしておられる方々のことを常に念頭に置いてこのビジョンをつくっていくべきだと思っておりますので、引き続きそういう観点も含めましてディスカッション、それから御示唆をいただければありがたいと思っております。

私からは以上でございまして。よろしくお願いたします。

○藤井克己委員長 どうもありがとうございました。

今日の積み残しの課題が幾つかあります。計画の期間、タームの問題、それからスローガンとしてどういうものを掲げるか、それから復興に当たっての3本の基本的な原則ですか、この辺はスパイラル状にリンクすることですので、全体を押し上げるような取組をどう組み立てていくか、この辺をまた次回、具体的な点について御検討願うことになるかと思っております。よろしくお願いたします。

#### (5) その他

○藤井克己委員長 議事、その他はこちらは特に用意しておりませんが、皆さんのほうから何かおありでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、議事はこれをもって終了いたしますので、進行をお返しいたします。

○森復興局企画課担当課長 長時間の御審議まことにありがとうございました。

### 3 その他

○森復興局企画課担当課長 事務局からは、次回の委員会について御連絡申し上げたいと

思います。

次回の委員会でございますが、次回の委員会は復興ビジョン素案の全体をお示ししてご審議いただくということでお願いしたいと考えております。日時は、6月7日午後2時から、本日と同じこの会場でお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からのお願いは以上でございます。何かございましたら、御質問等受けたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

#### 4 閉会

○森復興局企画課担当課長 それでは、本日の委員会はこれを持ちまして閉会とさせていただきます。まことにありがとうございました。